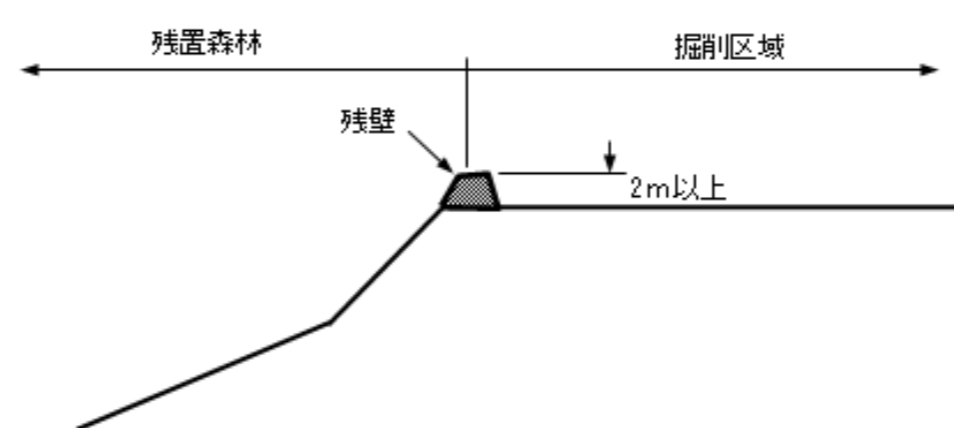
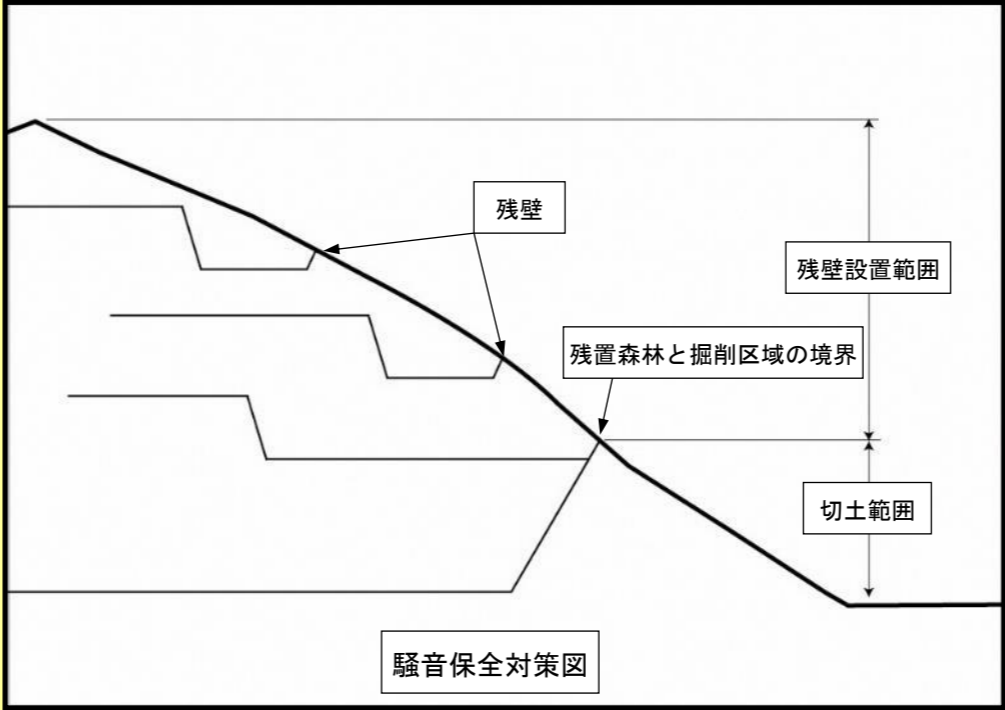


1. 大気質

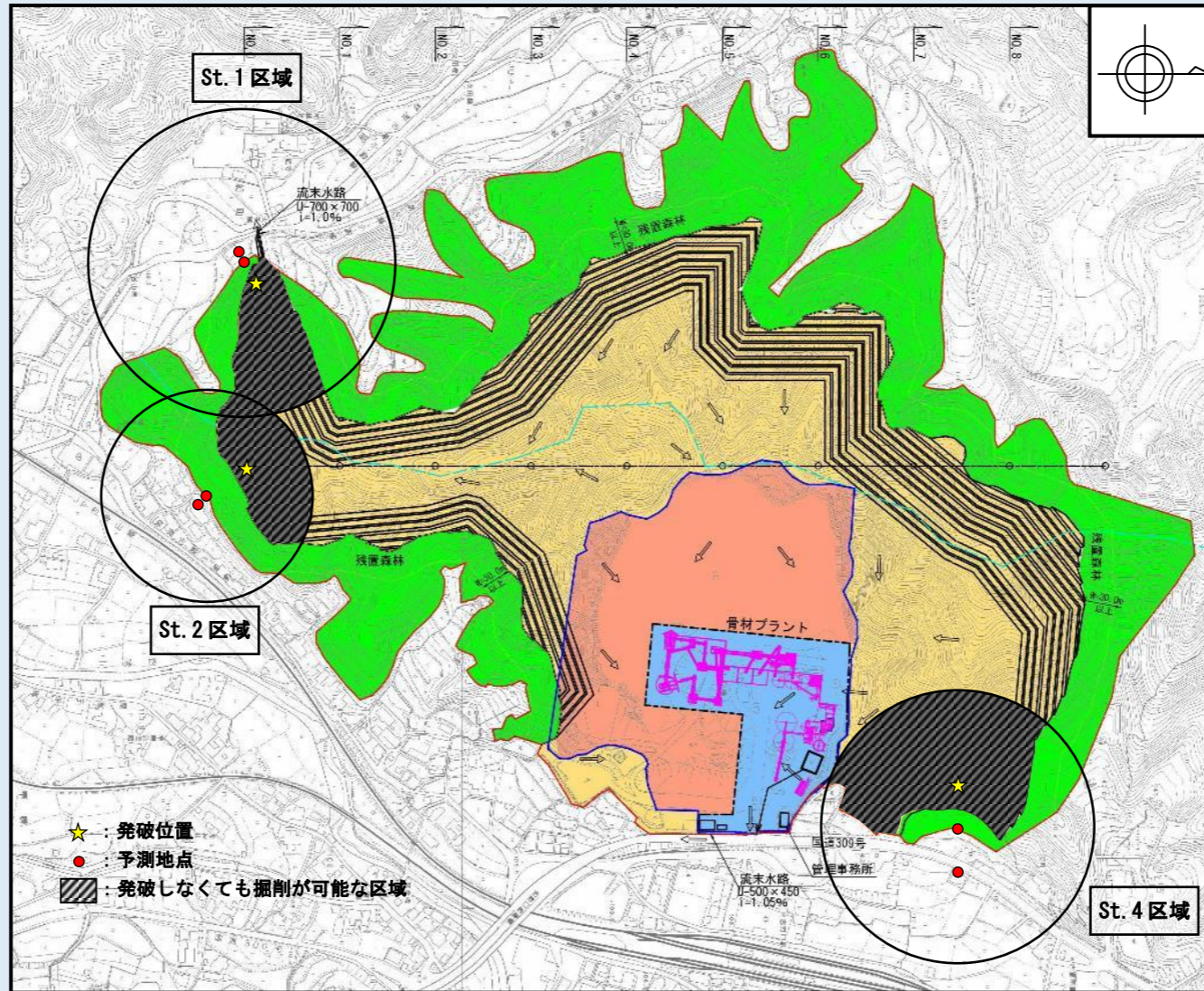
| 番号 | 意見者 | 該当頁 | 意見 | 事業者見解 | 部会報告(案) |
|----|------|--------|---|---------------------------------------|---|
| 1 | 樋口委員 | P. 190 | 降下ばいじんについて、対策前では一部地域で参考値を超えているが、散水計画は今回の降下ばいじんの予測には反映されているか。それとも稼働時間の低減だけが反映された予測か。 | 降下ばいじんの予測結果には、散水による飛散防止効果は反映していません。 | 確認事項 |
| 2 | 樋口委員 | P. 190 | 散水による効果があれば、降下ばいじんの予測結果からさらに低減が見込めると解釈してよいならば、状況に応じて適切に履行していただきたい。 | 散水による効果は、飛散低減が見込まれると考えられるため、適切に履行します。 | 粉じん等について、施設の稼働等による影響を低減するため、散水計画等の環境保全措置を適切に実施すること。 |

2. 騒音・振動・低周波音

| 番号 | 意見者 | 該当頁 | 意見 | 事業者見解 | 部会報告(案) |
|-----|------|-----------------------|--|---|---------|
| 1-1 | 成瀬委員 | 要約書 P. 44 P. 50 | 環境保全措置の内容の詳細を図示して、分かりやすく説明してください。発破不使用区域の設定も分かりにくい | <p>1. 発破騒音における環境保全措置</p> <p>①発破不使用区域の設定 発破不使用区域の範囲は、発破振動における環境保全措置と同様に、各予測断面ごとに採掘区域と残置森林の境界からの距離を明示しています。(準備書 P223, P224)</p> <p>②残壁を残しながら発破作業 発破騒音の予測においては、上記の発破不使用区域の設定により、敷地境界において特定工場の規制基準を下回りますが、採取の用に伴う機械の稼働における環境保全措置を踏まえ、さらに環境への影響を回避又は低減するため、残置森林(未掘削区域を含む)と掘削区域の境界に、掘削作業面から高さ2m以上の残壁(切土又は盛土)を設置します。</p>  <p>2. 採取の用に供する機械の稼働における環境保全措置</p> <p>①防音壁又は残壁の設置 防音壁又は残壁の設置は、各予測断面ごとに採掘区域と残置森林の境界からの距離及び高さを明示しています。(準備書 P240~P243)</p> <p>②発破不使用区域(クローラドリルの不使用の設定) 発破不使用区域内では、発破の削孔に用いるクローラドリルは使用しないものとします。</p> | 確認事項 |

| | | | | | |
|-----|------|-----------------------|--|---|------|
| 1-2 | 成瀬委員 | 要約書 P. 44 P. 50 | 発破不使用の地域を設定されるのは結構だが、環境基準がクリアできないから発破しないという印象を受ける。このことについてどのように考えているか。 | 発破不使用区域は、発破の振動予測において環境保全目標として設定した「特定工場の規制基準」を満足するために設定しました。現時点では、振動防止対策として段当たり火薬量の制限及び発破不使用区域の設定、発破不使用区域での機械掘削による対応を考慮していますが、さらにモニタリングを実施し、掘削状況に応じた振動防止対策を検討します。 | 確認事項 |
| 1-3 | 成瀬委員 | 要約書 P. 44 P. 50 | “②残壁を残しながら発破作業”について、この環境保全措置はどの程度続けるのか。 | <p>保全対象となる民家に近づく時期は、下図に示すように残壁を残しながら掘削作業を実施します。なお、残壁の撤去については、残置森林と掘削区域の高さより下側を掘削する場合は、切土による騒音の低減が見込まれると考えています。</p>  | 確認事項 |

| | | | | | |
|-----|------|-----------------------|--|---|--|
| 1-4 | 成瀬委員 | 要約書 P. 44 P. 50 | 発破不使用区域では発破せずに機械による掘削が可能である理由を記載してほしい。 | 発破不使用区域は準備書 P214, P216 に示す St. 1, St. 2, St. 4 付近で、それぞれ敷地境界から St. 1 で 80m, St. 2 で 55m, St. 4 で 70m の範囲です。この区域は標高も低く、花崗岩が風化した「まさ土」が多く、機械による掘削が可能であると考えています。 | 発破騒音について、発破を使用せずに機械による掘削が可能な理由を評価書に記載すること。また、発破を使用しない区域の分布を評価書に記載すること。 |
| 2 | 高田委員 | P. 65 | 発破しなくても掘削が可能な地域について、平面的にどのように分布しているかわかる図面がほしい。 | | |



| | | | | | |
|-----|------|-----------------------|--|--|---|
| 1-5 | 成瀬委員 | 要約書 P. 44 P. 50 | 騒音対策の残壁については、騒音の削減が確認された後の処理はどうする予定か。 | 騒音対策の残壁は、掘削区域の一部の掘削を行わず残壁として残すことから、残壁の必要性が無くなれば、順次掘削します。 | 確認事項 |
| 3 | 成瀬委員 | P. 130 | 環境影響評価では敷地境界で規制値との整合性で評価するが、低周波音について規制基準等がないならば、火薬学会が提唱する参照値を使って判断した理由を示してほしい。 | <p>低周波音については、環境基準や騒音規制法等による法的な規制は行われていません。現在、低周波音の評価の目安として以下のものが挙げられます。</p> <p>①「低周波音問題対応の手引書」(平成 16 年 6 月、環境省環境管理局大気生活環境室)に示される参照値</p> <p>②低周波音規制値の提言値(火薬学会・発破専門部会, 1994)</p> <p>このうち、①の参照値については「固定された発生源からの低周波音によると思われる苦情に対応するためのものである。従って、交通機関等の移動発生源とそれに伴い発生する現象及び発破・爆発等の衝撃性の発生源から発生する低周波音には適用しない」と記載されています。</p> <p>②の提言値は、一過性の発破における推奨される自主管理目標値です。</p> | 規制基準等がない低周波音の評価について、火薬学会が提唱する参照値を目標値とした根拠を評価書に記載すること。 |

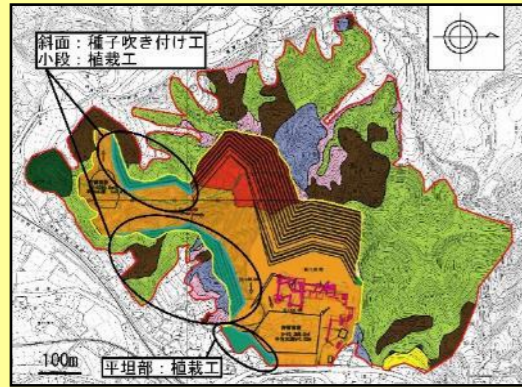
当該準備書では、発破の特殊性（暴露時間：数秒，発破回数：2回/日）を勘案し，②の火薬学会の提言値を目安として評価を行っています。

3. 水質

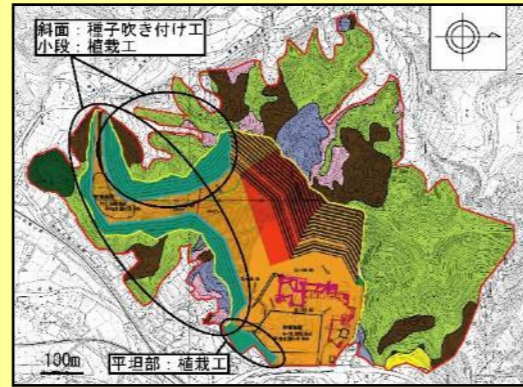
| 番号 | 意見者 | 該当頁 | 意見 | 事業者見解 | 部会報告（案） |
|----|------|--------|--|---|---|
| 1 | 藤井委員 | P. 318 | <p>日常的な降雨時（3mm/h）1回目調査の地点 No. 5において濁度が 5,700 mg/L と高濃度の値を示しているが、この値は強雨時調査の値よりも高い値を示している。この原因が何か教えて下さい。</p> | <p>No.5 地点については、沈砂池→道路の側溝→No.5 の流れとなっており、砕石場内からの濁り以外に道路及び道路の側溝に溜まった土砂の影響を受けやすい調査地点です。そのため、道路及び道路側溝、場内に堆積した土砂の影響で、日常的な降水量の調査時に高濃度を示したものと考えられます。</p> <p>なお、平成 28 年 12 月 27 日に 5,700 mg/L と高い値を示したため、砕石場内及び周辺の道路及び側溝の清掃を行うとともに、今後は定期的に行うこととしました。</p> <p>場内及び側溝の清掃を行った結果、No.5 地点ではピーク時に 1,700 mg/L と濃度の減少がみられました。</p> | 確認事項 |
| 2 | 藤井委員 | P. 336 | <p>評価に関して、地点の No. 5 の目標値の設定が現況の 2,900～5,700 mg/L としているが、強雨時調査（20～55 mm/h）を含めた他の調査時には、1,700～2,900 mg/L であり、2,900 mg/L 以下に基準値・目標値を設定する方が良いのではと思います。</p> <p>雨が降る前に施設内から出た土砂等が側溝にたまり日常降雨でも高濃度の濁水が河川に流出するならば、何かしら施設内からの土砂流出対策が必要ではないかと思ひます。</p> | <p>No.5 地点の目標値の設定について、平成 27 年 9 月 8 日のNo.5 地点の 2,900 mg/L は、清掃等の保全対策をする前の濃度であるため、ご指摘を踏まえて、目標値は降雨時のピーク時濃度が最も低い 1,700 mg/L に設定します。</p> <p>また、砕石場内及び周辺の道路及び側溝の清掃を定期的に行い、施設からの土砂が流出しないよう対策を講じることとします。</p> | <p>水の濁りについて、現況値のピーク値濃度のうち最も厳しい値を目標値に設定し、予測結果を再評価すること。また、降雨時に目標値を超過する濃度の濁水が河川に流出しないように対策を実施すること。</p> |

4. 動物・植物・生態系

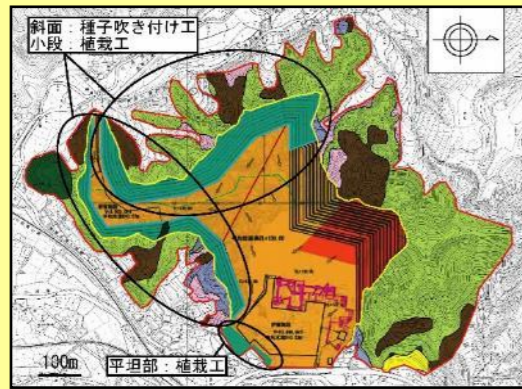
| 番号 | 意見者 | 該当頁 | 意見 | 事業者見解 | 部会報告（案） |
|-----|------|-------|--|---|-------------|
| 1-1 | 前迫委員 | P. 37 | <p>緑化手法について、新しく掘る表土を蒔きだして10年後ぐらいにパイオニア的なもので造られる群落を期待するのと、直接植え付けて修復する方法と複合的に使うイメージとのことだが、かなりアバウトな書き方なので、どうやって修復するのか補足で知りたい。</p> | <p>「準備書」P36の表2-2-14における植生工の細分として斜面には郷土種子を含んだ種子吹き付け工、小段部及び平坦部には植栽工を施します。</p> <p>種子吹き付け工は可能な限り現地の表土と緑化種子を混ぜて吹き付け、パイオニア的な植物の発芽を促進させるとともに、表土流出を防止し、現地の表土を吹き付けることで郷土種の保全に努めます。</p> <p>また、植栽工は現況植生の構成樹種であるコナラ、クヌギ、リョウブ等の落葉広葉樹やスダジイ、シラカシ、アラカシ等の常緑広葉樹を中心とした木本類を植栽して、周辺植生や景観の調和に努めます。</p> <p>なお、これらの緑化の更新及び目標とする修復については、以下に示します。</p> <p>◆緑化の更新</p> <p>緑化は土石採取が完了した残壁から順次実施する。第3回更新時から第7回更新時までには東西の斜面に種子吹き付け工、小段に植栽工を実施し、東側の出入り口付近の平坦部に植栽工を施す。第9回更新時には北側の斜面及び小段に種子吹き付け工、植栽工を施す。土石採取が完了した第11回更新時には平坦部の広い範囲に植栽工、斜面及び小段には種子吹き付け工、植栽工を施す。</p> <p>◆目標とする修復</p> <p>①法面部（斜面）</p> <p>斜面における吹き付け工は現地の表土混ぜて吹き付け、土砂流出の防止とともに郷土種の保全に努める。種子吹き付け工では成長が早いイネ科草本類等の発芽により早急に風雨から斜面を保護し、アカメガシワやヌルデなどにパイオニア木本類等の成長により斜面土砂の安定とともに、周辺樹林との一体化を目標とする。</p> <p>②法面部（小段）</p> <p>小段における植栽工は斜面の樹林化を促進させるために、アカメガシワ、リョウブ、コナラ等の低木を植栽し、周辺樹林との一体化を目標とする。</p> <p>③平坦部</p> <p>平坦部における植栽工はコナラ、スダジイ、シラカシ、アラカシなど高木になる樹木の植栽を主とし、斜面、小段、平坦部で階層構造を呈する樹林を形成させ、生物の生育・生息環境の回復及び四季の変化に富んだ里山の景観形成を目標とする。</p> | <p>確認事項</p> |



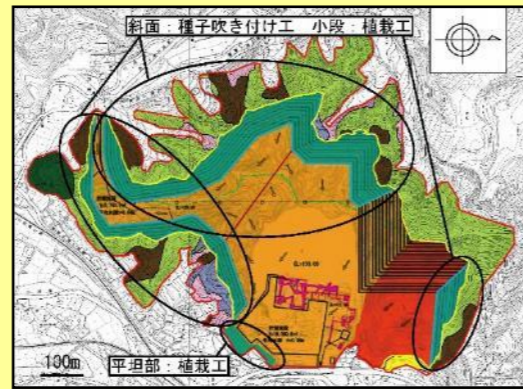
第3回更新時



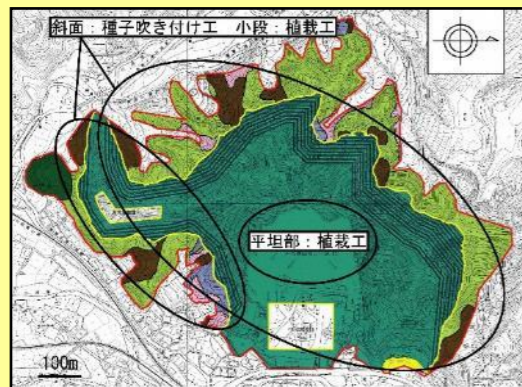
第5回更新時



第7回更新時



第9回更新時

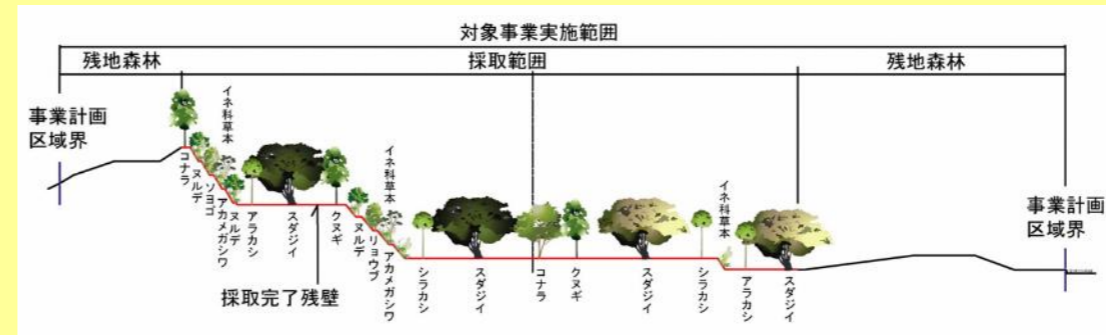


第11回更新時

凡例

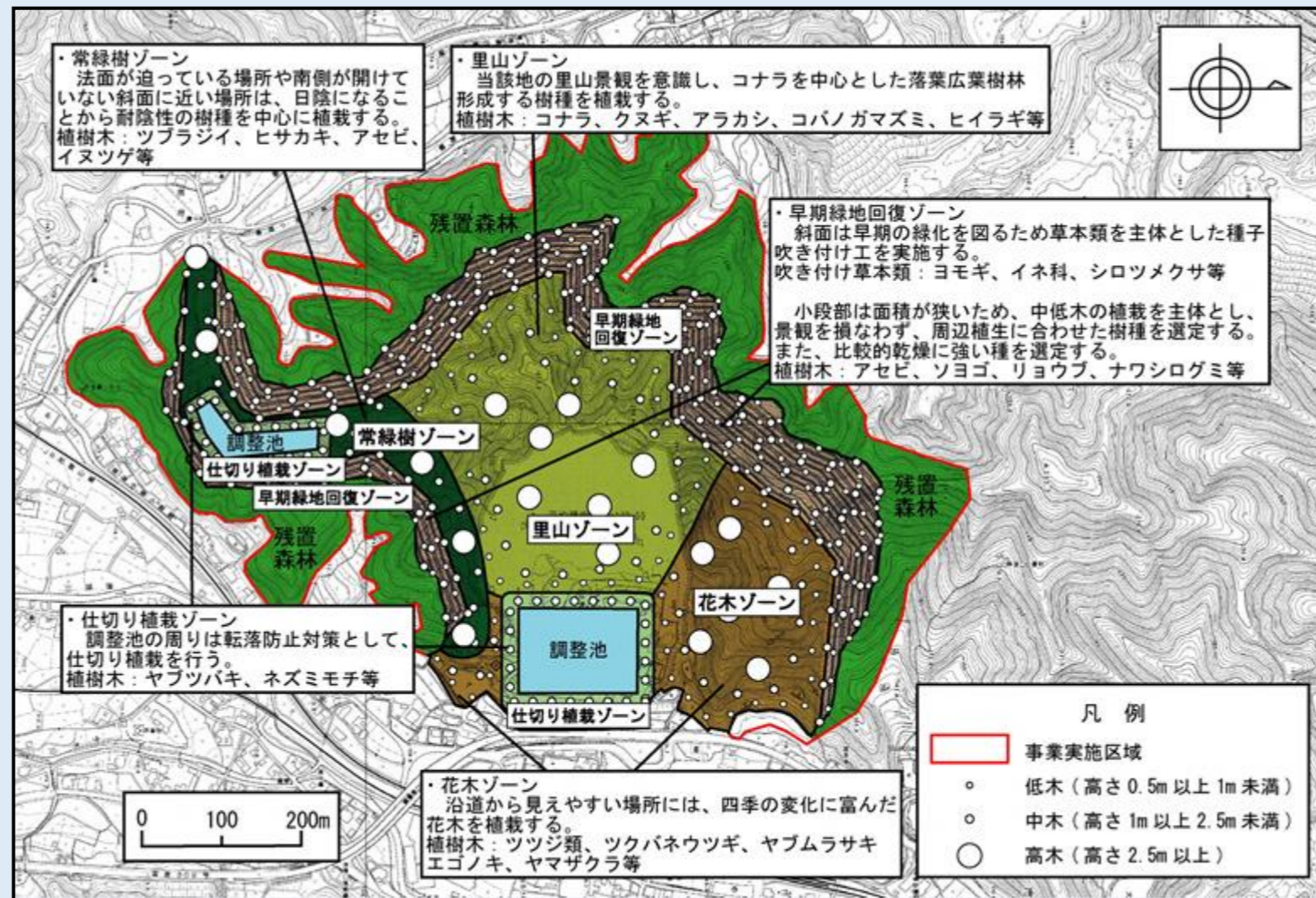


補足図-1 対象事業実施区域内における緑化の遷移



補足図-2 対象事業実施範囲における緑化イメージ図

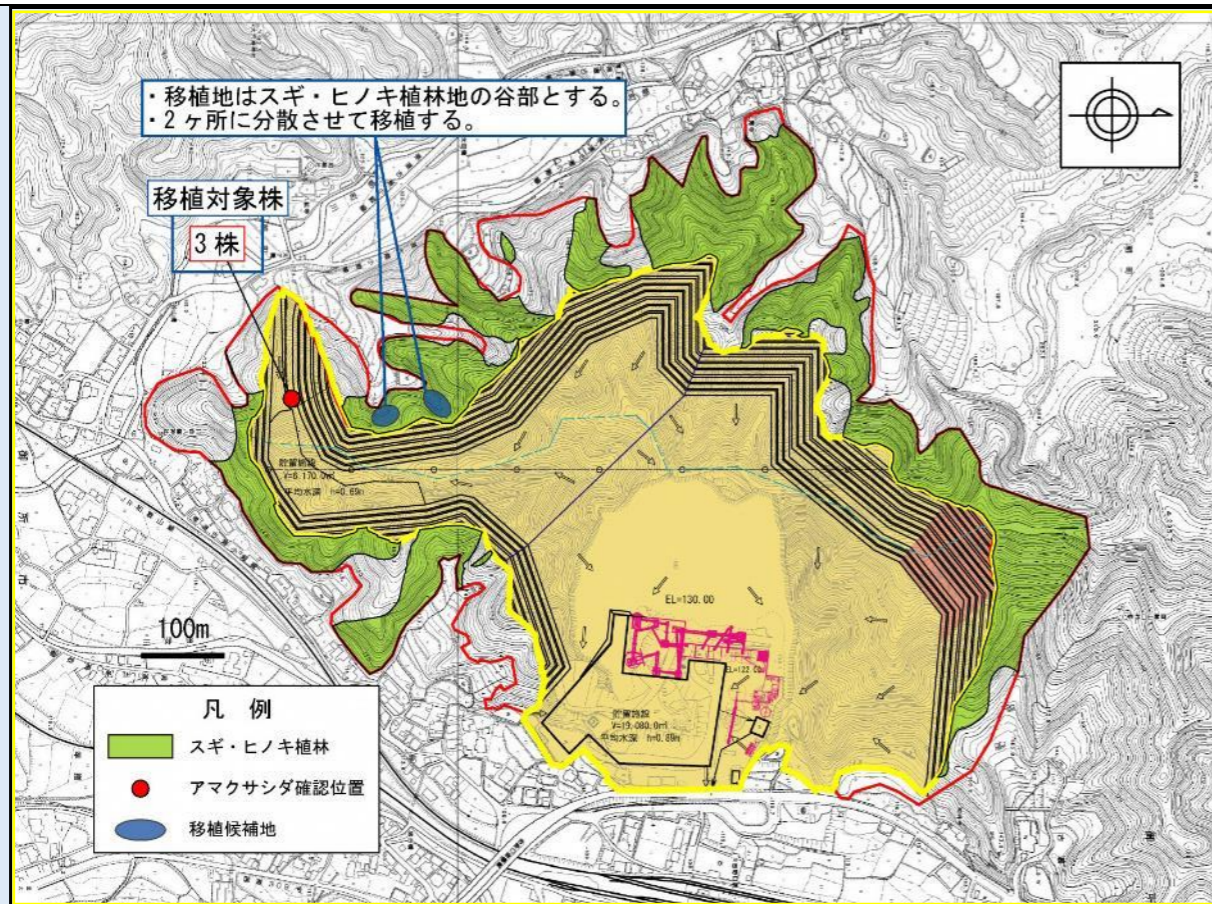
| 番号 | 意見者 | 該当頁 | 意見 | 事業者見解 | 部会報告(案) |
|-----|------|--------|---|---|---|
| 1-2 | 前迫委員 | P. 428 | <p>緑化手法について、法面部の上部斜面で種子吹き付けをする場合、外来種が出てこないか、イネ科のどういう種が出てくるか事前調査をしてほしい。また、吹き付け工でコナラが生えることは珍しいので、コンセプトを練り、それに沿う形でゾーニング等を考えていただきたい。</p> <p>スタジイでは、階層構造が発達するとは考えづらく、「四季の変化に富んだ里山の景観」を創るのであれば花木になるツツジ・ツクバネウツギ・ヤブムラサキ等が妥当と思われるので、もう少し詰めて緑化計画を立てていただきたい。</p> | <p>法面部の上部斜面では、種子吹き付け工を実施する前に外来種やイネ科等の生育状況を確認する調査を実施し、種子吹き付け法面に生育する可能性がある種を予測します。また、碎石場の跡地における緑化計画(案)は補足図-3に示すとおりです。跡地は5つのゾーンに区分してそれぞれの目的に合わせた植栽を施します。可能な限り園芸種は使用せずに、当該地周辺に生育する種を中心に緑化を行います。</p> | <p>緑化手法について、表土に含まれる種子を把握するため、種子吹付工の実施前に吹き付ける種子の生育状況の調査を実施すること。</p> <p>緑化計画に基づいて目的別区域を設定し、その区分け平面図を評価書に記載すること。</p> |



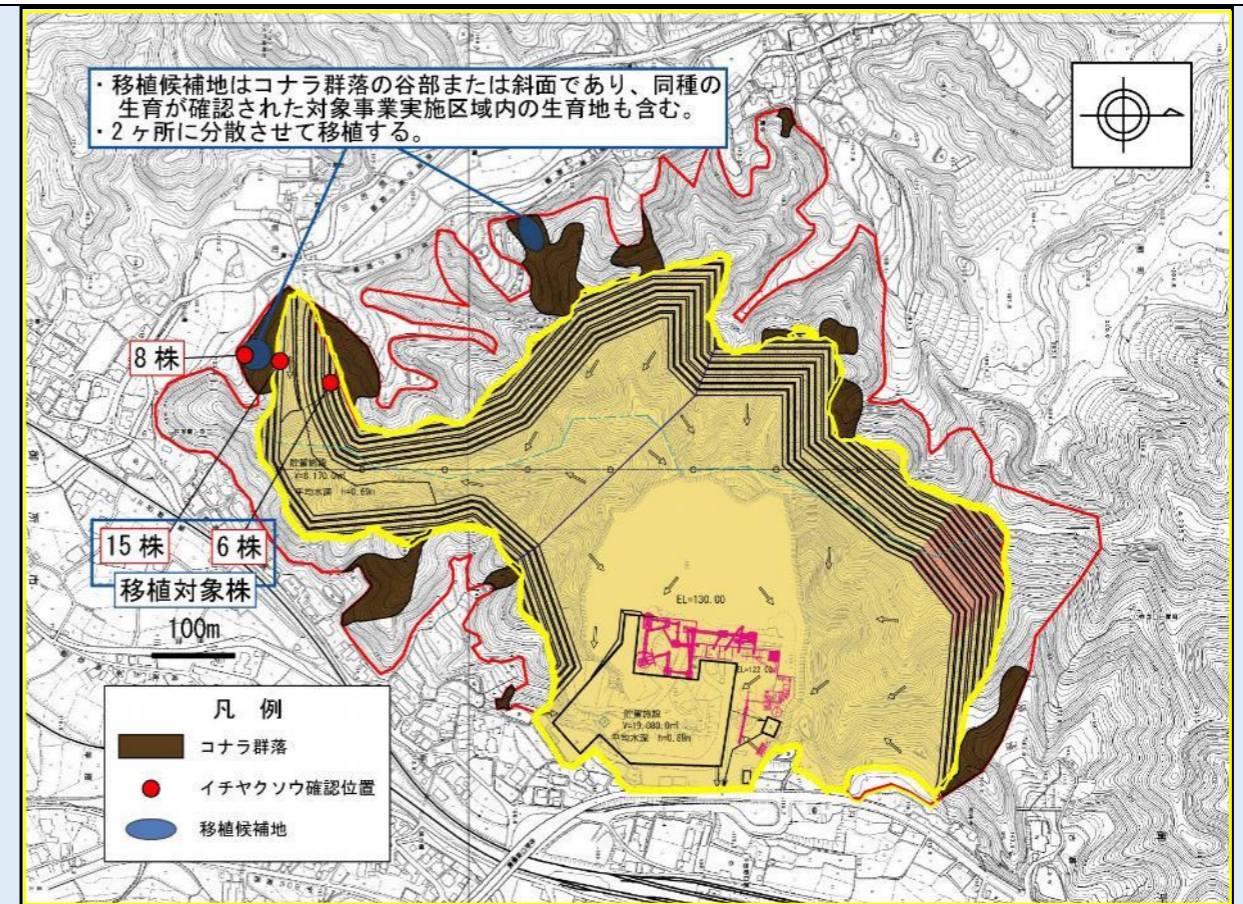
補足図-3 碎石場跡地における緑化ゾーニング図

| | | | | | |
|---|------|--------|--|--|------|
| 2 | 前迫委員 | P. 437 | <p>植物の予測結果で、イヌタヌキモが対象事業実施区域外だが、採取区域の存在による影響があると予測されている。どういう意味で影響があるのか。</p> | <p>「別途資料 重要な種の確認位置図」資料-171、「資料図 2.2-1(9) イヌタヌキモの確認位置」ではイヌタヌキモが生育するため池に流入する谷部の上部斜面が採取区域に含まれており、そこからの土砂や濁水がため池に流入する可能性があることから、影響があるとしています。</p> | 確認事項 |
|---|------|--------|--|--|------|

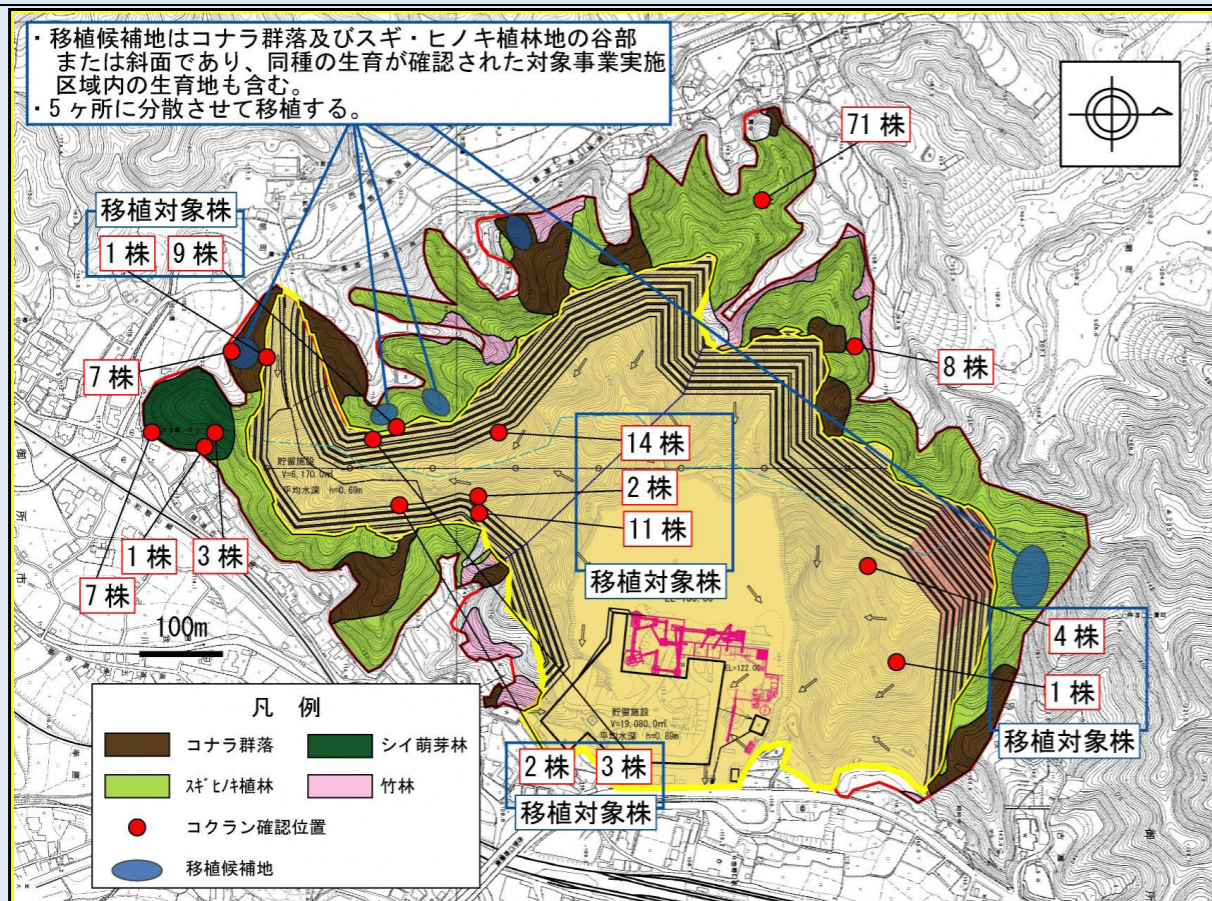
| | | | | | |
|-----|------|--------|--|---|------|
| 3 | 前迫委員 | P. 437 | イヌタヌキモが生息している池の谷を濁水が流れて、ため池や河川に流入する可能性を最小限にとどめる方策をどれくらい検討されているのか | 「準備書」P444 の「表 7-8-17 環境保全措置の検討結果の整理」における環境保全措置の内容に「土砂流出が発生する可能性のある場所には表土流出柵を設置し、採取区域内で発生した濁水は沈砂池等に一旦集め、上澄み液を放流する等の措置を講じる」としています。 | 確認事項 |
| 4 | 前迫委員 | P. 444 | 環境保全措置の対象種全てに表土流出防止柵を設置すると理解してよいか。 | 重要種が土砂や濁水の影響を受ける可能性がある場所については表土流出防止柵を設置します。また、基本的には中で発生した濁水等は採取区域内に集めて浄化し、水を放流致します。 | 確認事項 |
| 5-1 | 前田委員 | P. 428 | 常用広葉樹林で「13. シイ萌芽林」とあるが、「12. コナラ群落」も一度切られているから萌芽林になるのではないか。 | シイ・カシ林は人為的な影響がない原生的な極相を呈する森林と薪炭等の利用により伐採され、ひこばえにより萌芽再生した二次林に分けられます。調査地のシイ萌芽林は伐採された跡が目立つスダジイやコジイが多く認められたため、極相林ではなく二次的な林としてシイ萌芽林としました。 一方、コナラ林はシイ・カシなどが生育していた場所に薪炭用として植栽された群落であり、萌芽再生もするのですが、極相を形成する林ではなく、放置された場合はシイ・カシ等に遷移することから、二次植生のコナラ群落として区分しました。 | 確認事項 |
| 5-2 | 前迫委員 | P. 428 | コナラ群落が薪炭用に植栽されたものであると確認したなら、「コナラ植栽林」と表記すべきと考えられる。 | 「日本植生誌 近畿」によると「コナラ、アベマキ等の夏緑広葉二次林は大部分が薪や木炭、堆肥を経済林として、定期的な下草刈りや伐採を行うことによって人為的に形成・維持管理されてきたものである。」と記されています。当地のコナラ等も薪炭用に利用されていたと考えられますが、薪炭用として植栽された群落と確認できないため、「コナラ植栽林」として表記せず、「コナラ群落」と表記します。 | 確認事項 |
| 6 | 前迫委員 | P. 428 | 調査票「+」というのは本当に稀にあるということであるが、大抵は複数が生育するものなので、植生調査票の原票をチェックしていただけないか。(事業者追加) | 植生調査票の「+」表示は「植被率が少なく、散生」を示しています。調査票で「+」表示が多いのは、特に樹林内では比較的管理が行き届いている樹林が多く、シイ萌芽林などの林内は低木以下が伐採され、林内が開けている状態でした。また、シカやノウサギによる食害も広範囲で認められ、下草や低木が少なくなっていたため、「+」表示が多くなっています。 | 確認事項 |
| 7 | 前迫委員 | P. 444 | 直接改変で影響が考えられるアマクサシダ、イチャクソウ、コクランについて、おおよそどの辺りに移植するか。また移植するタイミングについてスケジュールはどうなっているか。 | イチャクソウ、コクランについては、同種が生育している谷部や斜面、生育地と同様な環境に植栽する予定です。アマクサシダについては、生育地と同じような環境のスギ・ヒノキ植林地の谷部に植栽する予定です。移植候補地については補足図-4 に示すとおりです。スケジュールについては、準備書の P564-P565 に示してあり、可能な限り早い時期に移植を実施したいと思います。移植後の1年後、2年後、3年後までは生育状況及び生育環境の変化を確認するモニタリング調査を実施します。 | 確認事項 |



補足図-4 (1) アマクサシダの移植候補地



補足図-4 (2) イチヤクソウの移植候補地



補足図-4 (3) コクランの移植候補地

注意事項：重要種保護の観点から、評価書にこの図面は添付しない事とします。

| | | | | | |
|----|------|--------|--|---|--|
| 8 | 前迫委員 | P. 159 | ため池やその周辺河川でイヌタヌキモやカワヂシャが確認されている。植物は、非常に長期的な環境影響の指標となるため、これらをモニタリング項目に加えることはできないか。 | イヌタヌキモとカワヂシャのモニタリング調査を実施致します。 モニタリングは、生育状況及び生育環境の変化を確認する調査を実施致します。 | 植物のモニタリングについて、環境影響の指標とするため、ため池やその周辺河川で確認されている重要な種の生育状況及び生育環境の変化を確認する事後調査を実施すること。 |
| 9 | 前田委員 | P. 383 | ウグイスの餌となる鱗翅目が多数確認されたとあるが、土砂採取区域の真ん中なのか、残置林の中なのか、どこで確認されたかを明記してほしい。 | 本文中の「現地調査では本種の餌となる鱗翅類は多数確認され…」を、「現地調査では本種の餌となる鱗翅類は主に採取区域外の林縁部や農耕地で多数確認され…」に訂正致します。 | 確認事項 |
| 10 | 前田委員 | P. 383 | 鳥類（ホトトギス）の予測結果について、採取による地形の改変の影響、機械の稼働等による騒音等の発生の影響、採取区域からの土砂や濁水の流入の影響という3つの項目に対し、影響の程度を評価しているが、予測結果の結論を書く内容を検討していただきたい。 | 本文中の「したがって、採取区域の存在が本種に与える影響があると予測される」を、「したがって、採取区域の存在に伴う採取による地形の改変の影響は小さく、機械の稼働等による騒音等の発生の影響はあると予測され、採取区域からの土砂や濁水の流入による影響はないと予測される。」に変更致します。この変更は予測対象種の全種に適用致します。 | 確認事項 |

5. 景観

| 番号 | 意見者 | 該当頁 | 意見 | 事業者見解 | 部会報告（案） |
|----|-----|-----|----|-------|---------|
| | | | なし | | |

6. 文化遺産

| 番号 | 意見者 | 該当頁 | 意見 | 事業者見解 | 部会報告（案） |
|----|------|--------|---|--|---------|
| 1 | 坂井委員 | P. 553 | 平成7年8月1日の文書ですでに掘削して調査が終わっていると示されているが、この調査の内容について確認したい。 | 奈良県文化財保存課により「平成7年度に御所市教育委員会により発掘調査がなされ、すでに遺跡が削平されていたことが判明しています。（平成7年8月1日、教文1119）」と回答をいただいております。発掘調査が行われています。 | 確認事項 |
| 2 | 坂井委員 | P. 553 | 掘削を掘る際は、県の遺跡地図に表示されている位置が正確でない場合もあるため、事業者のみで判断せず、御所市教育委員会と十分に連絡をとっていただきたい。また、十分な協議と事前調査を行うため60日前より早めに文化財保護法に基づく事前調査の発掘届を提出していただきたい。 | 掘削を掘る際は、御所市教育委員会と十分に連絡を取ります。 また、十分な協議と事前調査を行うため、早めに文化財保護法に基づく事前調査の発掘届を提出し、指導を受けることとします。 | 確認事項 |

7. 廃棄物等

| 番号 | 意見者 | 該当頁 | 意見 | 事業者見解 | 部会報告（案） |
|-----|------|-------------------|--|--|---|
| 1-1 | 山田委員 | P. 559～ P. 560 | 脱水ケーキについて、現状と同様、安定化措置等をして利用する、としているが、それを適正と評価するには、現状について、発生量だけでなく、実施している安定化措置方法と利用実績（用途と量）および処分量、その結果、場内に仮置きされる脱水ケーキ（あるいは安定化後の脱水ケーキ）の量は最大どの程度になっているのか、を示す必要があるのでは。 | <ul style="list-style-type: none"> 実施している安定化措置方法…廃土との混合処理（排水性のよい廃土又は廃石と脱水ケーキを適量混合転圧し、締め固める）を基本とし、石灰等改良材との混合処理を補完的に用います。 利用実績…現在の脱水ケーキ発生量は2,700t/月です（P558参照）。このうち、約92%の2,480t/月を盛土材として販売、約8%の220t/月を場内利用覆土・整地・埋め戻し土として利用しています。 場内に仮置きする脱水ケーキ量…安定処理後の場内仮置き量は、最大で月発生量の約1.7倍の4,500t/月となっています。 | 確認事項 |
| 1-2 | 山田委員 | P. 559～ P. 560 | 脱水ケーキが販売できるような状態になっているのかわからない。「このような自社基準で、このような場所で使っている」といったものを、もう少し具体的に示していただきたい。 | <ul style="list-style-type: none"> 再生盛土材として取引先の建設会社に販売します。 販売する再生盛土材の品質については、国交省通知「発生土利用基準について」（平成18年8月10日、国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号）に基づく、 | 販売する再生盛土材について、事業者が設定している基準や品質を示す試験データ等を明らかにし、評価書に記載 |

| | | | | | |
|---|------|-------------------|--|---|--------|
| | | | 今回の拡張にあたって、「今後はこのような基準を設ける」といった内容でも構わない。 | 第3種建設発生土以上とします。 | 載すること。 |
| 2 | 山田委員 | P. 559～ P. 560 | 脱水ケーキの販売について、前回の事業者見解および第3種以上の品質になっていることを示す試験データを評価書に記載いただきたい。 | 脱水ケーキについて、上記に示す第3種建設発生土以上の品質になっていることを示す試験データを評価書に記載します。 | |

8. 事業計画

| 番号 | 意見者 | 該当頁 | 意見 | 事業者見解 | 部会報告（案） |
|----|------|-------|---|--|--|
| 1 | 高田委員 | P. 29 | 採取計画について、掘削のやり方によっては西側の小さな谷に土砂が流出しかねないが、どのような方法で掘削するか。また、貯留施設を通らないで流れる土砂がないようにモニタリングをして、土砂の流出があった場合は、対策をとるようにしてほしい。 | 土砂の流出を防止するため、区域内側の既採取区域側から貯留施設へ導く排水路を整備しながら、徐々に外側へと掘削していきます。土砂流出の恐れがある場合は流出防止柵を設置する等、地区外に流出しないよう対策を講じます。 また、土砂の流出が確認された場合は、直ちに流出防止柵の設置や仮設沈砂池の設置を行い、流出区域が拡大しないよう努めます。その後、流出の原因を追究し、今後、土砂の流出が起きないように、適切な防止対策を講じることとします。 | 採取計画について、採取区域外に土砂が流出することがないように掘削し、土砂の流出があった場合には適切な対策を実施すること。 |